

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

# 意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

## (注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号  
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

無理な道路幅

意見記入欄

評価準備書によれば、2.75mと3mの車道幅が予定されています。

乗用車の車幅は1.7m~2.0m。バスは約2.5m。三菱ふそうエアロエースは3.5m。日野自動車セレガ3.8mです。

1. 乗用車でも2.75mの車道幅では左右0.37mづつ。バスは左右0.12m。片側12センチです。怖くて時速40キロは出せません。低速運行で大渋滞のもとになります。

2. 3mでも交通広場へのバスの左折には、大きく旋回すれば、必ず車同士の接触事故を起こします。慎重な旋回が要求され、大渋滞のもとになります。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に\_\_枚中\_\_枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)